

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 25 条の 4 の規定に基づき、法第 25 条の 2 第 1 項に規定する協議会として高松市が設置する高松市児童対策協議会（以下「協議会」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報の交換および協議)

第 2 条 協議会は、法第 25 条の 2 第 2 項の規定により、要保護児童（法第 6 条の 3 に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）およびその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

(協議会の構成)

第 3 条 協議会は、別表第 1 に掲げる関係機関により構成する。

(協議会の会議)

第 4 条 協議会の会議は、代表者会議、実務者会議および個別ケース検討会議とする。

(調整機関)

第 5 条 法第 25 条の 2 第 4 項に規定する要保護児童対策調整機関として高松市福祉事務所を指定する。

(代表者会議)

第 6 条 代表者会議は、別表第 1 に掲げる関係機関を代表する者による会議とする。

2 代表者会議における協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 要保護児童等の支援に関する方法や体制等の検討に関すること。
- (2) 実務者会議または個別ケース検討会議からの要保護児童等に対する支援についての活動状況の報告およびその評価に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 2 条に規定する目的を達成するために必要な事項

3 代表者会議は、調整機関の長が招集し、議長となる。

4 調整機関の長に事故があるとき、または調整機関の長が欠けたときは、調整機関の長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 調整機関の長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、別表第1に掲げる関係機関の代表者が、その構成員のうちから指名した者による会議とする。

2 実務者会議における協議事項等は、別表第2のとおりとする。

3 実務者会議は、座長が招集し、議長となる。

4 前項の座長は、調整機関の長が指名したものとする。

5 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 前条第5項の規定は、実務者会議について準用する。

7 座長は、必要に応じて、実務者会議における協議の結果を代表者会議に報告するものとする。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、別表第1に掲げる関係機関の代表者が、その構成員のうちから指名した者で、調整機関の長が指名したものによる会議とする。

2 個別ケース検討会議における協議事項等は、別表第3のとおりとする。

3 前条第3項から第7項までの規定は、個別ケース検討会議について準用する。

(秘密の保持)

第9条 代表者会議、実務者会議および個別ケース検討会議の委員は、会議およびこの活動を通じて知り得た個人情報等を漏らし、または不当な目的に使用してはならない。

(会議の非公開)

第10条 協議会の会議は、非公開とする。ただし、代表者会議に出席した委員全員の同意があるときは、代表者会議を公開することができる。

(事務局)

第 1 1 条 協議会の事務を処理するため、事務局を調整機関に置く。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 2 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 月 1 0 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(国分寺町の編入に伴う経過措置)

2 当分の間、国分寺町の編入の日の前日において、国分寺町次世代育成支援対策等協議会委員であった者のうち、別表第 1 に掲げる関係機関に属さない者については、第 8 条第 1 項に規定する別表第 1 に掲げる関係機関の代表者が、その構成委員のうちから指名した者とみなす。

別表第1（第3条，第6条－第8条関係）

| 区分         | 関係機関                     |
|------------|--------------------------|
| 法人         | 高松市医師会                   |
|            | 香川県弁護士会                  |
|            | NPO法人 子どもの虐待防止ネットワーク・かがわ |
|            | 社団法人 香川県看護協会             |
|            | 社団法人 日本助産師会香川県支部         |
|            | 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会        |
|            | 児童養護施設 讃岐学園              |
| 法人以外       | 高松人権擁護委員協議会              |
|            | 香川CAP                    |
|            | 高松市PTA連絡協議会              |
|            | 高松市民生委員児童委員連盟            |
|            | 高松市連合自治会連絡協議会            |
|            | 高松市子ども会育成連絡協議会           |
|            | 高松市保育研究会                 |
|            | 香川県臨床心理士会                |
|            | 高松市男女共同参画センター            |
| 国および地方公共団体 | 高松法務局 人権擁護部第二課           |
|            | 香川県子育て支援課                |
|            | 香川県子ども女性相談センター           |
|            | 香川県立斯道学園                 |
|            | 高松北警察署 生活安全課             |
|            | 高松南警察署 生活安全課             |
|            | 高松東警察署 生活安全課             |
|            | 高松西警察署 生活安全課             |
|            | さぬき警察署 生活安全課             |
|            | 高松市消防防災課                 |
|            | 高松市教育委員会 学校教育課           |
|            | 高松市少年育成センター              |
|            | 高松市保健所 保健対策課             |
|            | 高松市保健所 保健センター            |
|            | 高松市福祉事務所                 |

別表第 2 (第 7 条関係)

| 協 議 事 項 等   |
|---|
| <p>第 7 条第 2 項の実務者会議は，全体活動を通して，次の事項について協議するため，定期的を開催する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 定期的な情報交換や個別ケース検討会議で課題となった事項</li><li>2 要保護児童の実態調査や支援を行っているケースの総合的な把握</li><li>3 要保護児童対策を推進するための啓発活動の検討</li><li>4 協議会の年間活動方針の策定，代表者会議への報告</li></ol> |

別表第 3 (第 8 条関係)

| 協 議 事 項 等   |
|---|
| <p>第 8 条第 2 項の個別ケース検討会議は，個別の要保護児童について，次の具体的な支援の内容等について協議するため，適宜開催する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 要保護児童の状況の把握や問題点の確認</li><li>2 支援の経過報告およびその評価，新たな情報の共有</li><li>3 援助方針の確立と役割分担の決定およびその認識の共有</li><li>4 ケースの主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)の決定</li><li>5 援助，支援方法，支援計画の決定</li></ol> |